

# 浦添市障がい福祉関連複合施設 指定管理者募集要項

浦添市 福祉健康部 障がい福祉課

# 浦添市障がい福祉関連複合施設指定管理者募集要項

はじめに

浦添市では、浦添市障がい福祉関連複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び浦添市障がい福祉関連複合施設の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第 30 号、以下「条例」という。）第 7 条の規定により、複合施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を公募します。

## 1 施設の概要

目的 障がい者（児）に対する幼少期から成人期までの一貫性のある継続支援及び地域の相談支援強化を目的とした中核的な福祉支援機関

名称 浦添市障がい福祉関連複合施設

所在地 浦添市牧港四丁目 5 番 10 号

開所年月日 令和 3 年 4 月 1 日

建物概要

- ・構造 鉄筋コンクリート造（地上 4 階）
- ・床面積 2,404.15 m<sup>2</sup>
- ・敷地面積 1,884.24 m<sup>2</sup>
- ・主な施設内容

階層	主な部屋等名称（ ）内は室面積等
1F	共用スペース 駐車場（約 602m <sup>2</sup> ）、エントランスホール（約 38m <sup>2</sup> ）
2F	児童発達支援センター 職員室（約 57m <sup>2</sup> ）、相談室 1（約 14m <sup>2</sup> ）、相談室 2（約 14m <sup>2</sup> ）、スヌーズン室（約 7m <sup>2</sup> ）、プレイルーム（約 55m <sup>2</sup> ）、教室 1（約 32m <sup>2</sup> ）、教室 2（約 32m <sup>2</sup> ）、教室 3（約 35m <sup>2</sup> ）、検査室（約 13m <sup>2</sup> ）
3F・4F	障がい者（児）基幹相談支援センター（親子通園型発達教室含む） 3F 職員室（約 76m <sup>2</sup> ）、託児室（約 12m <sup>2</sup> ）、教室 1（約 32m <sup>2</sup> ）、教室 2（約 35m <sup>2</sup> ）、プレイルーム（約 55m <sup>2</sup> ）、会議室 1（約 31m <sup>2</sup> ）、会議室 2（約 34m <sup>2</sup> ）、検査室（約 11m <sup>2</sup> ）、相談室 1（約 14m <sup>2</sup> ）、相談室 2（約 14m <sup>2</sup> ） 4F 研修室（約 55m <sup>2</sup> ）、保護者・小規模団体活動室（約 60m <sup>2</sup> ）、調理実習室（約 17m <sup>2</sup> ）、

## 2 業務の内容

指定管理者が行う主な業務の概要は次のとおりとし、その他詳細は「浦添市障がい福祉関連複合施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に示します。

- (1) 条例第6条に掲げる事業の企画、立案及び実施に関する業務
  - ア 児童発達支援センター
  - イ 障がい者（児）基幹相談支援センター
  - ウ 親子通園型発達教室
  - エ 地域生活支援拠点等コーディネート事業
  - オ 医療的ケア児支援コーディネート事業
- (2) 複合施設の運営に関する業務
- (3) 施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 防災・災害・安全対策に関する業務
- (5) 浦添市への報告及び連絡調整に関する業務
- (6) 前各号に掲げるものの他、市長又は指定管理者が必要と認めるもの

## 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

## 4 管理及び事業運営業務にかかる経費等

複合施設の管理運営に必要な経費は、次表の収入をもって充てるものとします。

経費	収入
・児童発達支援センターの機能強化、発達研修の運営に係る費用	利用者負担金、市からの指定管理料
・障がい者（児）基幹相談支援センターの運営に係る費用	市からの指定管理料
・親子通園型発達教室の運営に係る費用	市からの指定管理料
・複合施設の維持管理に係る費用	利用料金及び市からの指定管理料

※ 募集にあたり、市が提示する指定管理料の上限額は、5年間（令和8年度～令和12年度）**533,398千円（税込み）（消費税及び地方消費税の課税事業については、仕様書 P15 参照）**とします。これは、事業者が受託する上で目安となる上限額ですので、事業者の独自の経営判断による管理運営費提案書を掲示してください。応募時に提案された管理運営事業計画書及び管理運営費提案書を参考に協議し、予算の範囲内で単年度毎に協定の締結により定めます。

※ 指定管理料は、各事業の実施に必要な見込まれる経費（以下「指定管理経費」

という。)の総額から、利用者負担金収入、障害児通所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、諸収入の見込額等、各事業に伴い見込まれる収入(以下「指定管理収入」という。)の総額を減じた額とします。

※ 指定管理料の支払い方法は、会計年度毎に年度協定書により定めるものとします。

※ 複合施設の専用利用(特定の個人又は法人その他の団体のみで専用して利用する場合)に係る利用料金は、条例第18条第6項の規定により指定管理者の収入とします。

※ 指定管理者の行う業務に関する経理は、委託業務に係る取引の状況を明確に表すため、指定管理者は指定管理業務に係る一連の収入(指定管理料以外も含む)・支出について、他の取引とは明確に区分した経理処理を行うこととします。また、委託業務に係る経費の出納管理については、指定管理業務専用の口座を開設し、管理するものとします。

## 5 応募資格

障がい者(児)の保健福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設立され、次に掲げる資格要件を全て満たす法人その他団体(以下「事業者」という。)とします。

- (1) 浦添市内に住所を有する事業者(共同企業体を含む)で、かつ、社会福祉事業等の活動をしているものであること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する事業者でないこと
- (3) 代表者又は役員等に、破産者若しくは禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により浦添市又は他の地方公共団体から指名を取り消された事業者でないこと
- (7) 団体又は代表者が租税公課を滞納している事業者でないこと
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の19の規定により指定一般相談支援事業者の指定を受けていること
- (9) 障害者総合支援法第51条の20の規定により指定特定相談支援事業者の指定を受けていること
- (10) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により指定障害児

相談支援事業者の指定を受けていること

(11) 応募申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 「共同企業体協定書」を締結していること

イ 共同企業体を構成するすべての事業者は「5（1）～（7）」のすべての要件を満たしていること

ウ 共同企業体を構成する事業者のうち「5（8）～（9）」のすべての要件を満たしている事業者が1以上であること

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複申込する事業者ではないこと

オ 共同企業体の構成員が、単体事業者としても重複申込する事業者ではないこと

## 6 募集要項の配布

募集要項及び申請書等様式は浦添市のホームページよりダウンロードできます。なお、窓口での配布も実施します。

(1) 配布期間 令和7年4月11日（金）から令和7年4月25日（金）まで  
（土日祝祭日除く）

(2) 配布場所 障がい福祉課（浦添市役所庁舎3階）

(3) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで（午後12時から午後1時までは除く）

**※複合施設の設計図面等データについては、募集要項配布期間中に障がい福祉課窓口にて貸出します。**

## 7 公募説明会の開催

応募予定者を対象に公募説明会を開催します。**応募を予定している事業者は必ず参加してください。公募説明会の参加が応募の必須要件となります。**

(1) 日 時 令和7年4月30日（水）午後2時～午後3時30分

(2) 会 場 浦添市役所7階 702会議室

(3) 申込方法 公募説明会参加申込書（様式5）に必要事項を記入の上、**令和7年4月25日（金）午後5時までに電子メールまたは窓口にてお申込みください。**

(4) 参加人数 応募を予定している事業者1社あたり2名まで

(5) 注意事項 当日、募集要項等の配布はいたしませんので、各自必ずご持参ください。

## 8 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

(1) 質疑の方法等

- ア 受付期間 令和7年5月2日（金）～令和7年5月9日（金）
- イ 質問方法 質問書（様式6）に記入し、電子メールによる送信とします。

(2) 回答

令和7年5月15日（木）までに質問回答書を応募予定事業者（公募説明会参加事業者）全員に電子メールにて回答します（電子メールの場合は、開封確認の返信メールを送信すること）。質問回答書は、この募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合には、公募説明会参加者全員に別途連絡します。

9 指定管理者応募の手続

(1) 応募方法

ア 提出期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月30日（金）まで  
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで  
※ただし、午後12時から午後1時の間、土・日・祝日を除きます。

イ 提出方法

時間をご予約の上、直接障がい福祉課までご提出ください。  
※申請書等の提出書類のチェックには時間を要しますので、提出の際には、下記担当まで電話予約を行った上で提出をお願いします。なお、提出書類一式に不備等があった場合は受理しませんので、受付期限に余裕をもって提出することをお勧めします。

ウ 申請に関する予約連絡先

浦添市福祉健康部 障がい福祉課 相談支援係  
担当：宮島、島袋  
電話：098-876-1267

(2) 提出書類

浦添市障がい福祉関連複合施設指定管理者指定申請書兼誓約書（様式1又は様式1-1）及び指定管理者申請に係る添付書類一覧に、関係書類を添付し提出してください。

ア 管理運営事業計画書（様式3：様式3-1-1～様式3-5-2-5）

※様式3-5-2-1～様式3-5-2-5については、各年度分（5年分）を提出すること。

イ 管理運営費提案書（様式4）

ウ 「5 応募資格（8）～（10）」の指定を受けていることがわかる書類

エ 法人（団体）等の概要（様式2）及び下記の添付書類（※共同企業体にあつては全構成員分）

- ・法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- ・法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為等に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る）
- ・法人である団体にあつては、直近（3か月以内の発行）の納税証明書（未納がないことの証明（国税・県民税・市町村民税））
- ・法人でない団体にあつては、代表者の直近（3か月以内の発行）の納税証明書（未納がないことの証明（国税・県民税・市町村民税））
- ・法人等の直近の決算期3期分の決算関係書類（直近の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）

(3) 提出部数

原本を1部、コピーを7部提出

※指定管理者申請に係る添付書類一覧については、原本1部のみを提出すること。

※提出書類一式を日本工業規格 A 列 4 番左 2 点穴あけ綴りとして、書類ごとに台紙にインデックスで見出しを付けて提出してください。なお、提出書類は返却しません。

10 指定候補者の選定等

(1) 応募資格の確認

「9 指定管理者応募の手続 (2) 提出書類」を基に本公募に係る応募資格の確認を行い、申請を行った全事業者へ結果を通知します。

(2) 指定候補者の選定方法等

申請事業者によるプレゼンテーションの内容等を選定委員会で審査し、指定候補者を1事業者選定します。

ア プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年6月中旬～下旬

※日時及び場所については、申請事業者に書面で通知します。

イ プレゼンテーションの方法等

(ア) 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。

(イ) 時間については、1事業者につき40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度）とする。

(ウ) 説明者は3名以内とする。（ただし、共同企業体であつては6名以内とする。）

(エ) パワーポイント等によるプレゼンテーションを希望する場合は、企画提

案書等の提出時に障がい福祉課担当と相談すること。

※ スクリーンとプロジェクターのみ本市で準備する。

※ パワーポイント等によるプレゼンテーションの場合においても、事前に提出された企画提案書による説明とし、追加資料は認めない。

#### ウ 選定基準

(ア) 選定は、別紙の評価表により行い、応募者が1者の場合でも成立するが、各委員の合計点の総計が7割以上の基準点を超過している場合を選定の条件とする。

(イ) 各委員の合計点の総計順位が第1位の事業者を指定管理候補者に選定する。

#### エ 審査結果

指定管理候補者の選定結果については、令和7年7月中に申請事業者全員に文書で通知します。また、審査結果に関する質問や異議申し立ては受け付けません。

#### オ 市議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項及び条例第25条の規定により、浦添市議会（以下「市議会」という。）に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。なお、市議会の議決を得られなかった場合においては、指定候補者が運営事業に関して支出した費用等については、補償しませんので御了承ください。

#### 1 1 その他注意事項

##### (1) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

##### (2) 追加書類の提出

浦添市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

##### (3) 申請者が運営する福祉施設の実地調査

浦添市が必要と認める場合は、申請者が運営する福祉施設の実地調査を行う場合があります。

##### (4) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、浦添市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

##### (5) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

(6) 資料の取扱い

浦添市が提供する資料は、申請に関係する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、浦添市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

(7) 業務の引継ぎ

令和8年度の指定管理者業務を円滑に開始するため、令和8年3月31日までに、業務の引継ぎ等必要な準備を行っていただきます。この業務の引継ぎ等に係る経費は新たな指定管理者の負担となります。

(8) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。

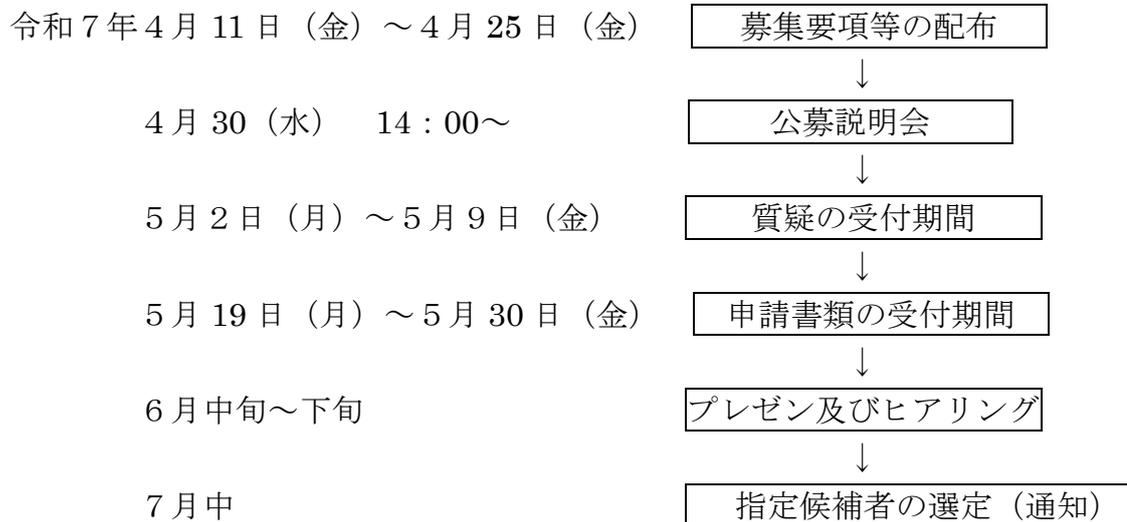
(9) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

1.2 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

1.3 選定スケジュール



1.4 提出先及び連絡先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市福祉健康部障がい福祉課相談支援係  
担当：宮島、島袋

TEL : 098-876-1267

FAX : 098-878-8575

E-mail : [kikansc@city.urasoe.lg.jp](mailto:kikansc@city.urasoe.lg.jp)

浦添市ホームページ URL : <http://www.city.urasoe.lg.jp/> (浦添市トップページ)

別紙

団体名 : <span style="float: right;">評価者</span> 浦添市障がい福祉関連複合施設指定管理 プロポーザル評価表										
項目	評価項目	参考 様式	配点	評点表					掛率	得点
				特に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る		
I 基本方針	<b>(1) 複合施設を運営する理念及び基本方針</b> ①理念及び基本方針が設置目的に合致しているか。 ②地域の中核的な施設としての考え方が明確に示されているか。 ③地域団体等との連携を図る提案があるか。	様式 3-1-1	5	5	4	3	2	1	×1	
	<b>(2) 利用者サービスの向上について</b> ①利用者の要望等を活かすサービス提供の考え方はあるか。 ②苦情処理・トラブル等への対応体制は十分か。	様式 3-1-2	5	5	4	3	2	1	×1	
II 人材	<b>(1) 人材確保・育成等について</b> ①安定的な人材基盤を有している、又は確保できる見込みがあるか。 ②研修の実施等、職員の能力を開発するための体制は十分か。	様式 3-2-1	5	5	4	3	2	1	×2	
	<b>(2) 職員の配置について</b> ①適切な職員構成・資格要件・職員配置になっているか。	様式 3-2-2	5	5	4	3	2	1	×2	
III 事業	<b>(1) 児童発達支援センター運営について</b> ①事業計画の内容に偏りがなく、かつ充実しているか。 ②センターの特性を考慮した事業提案がなされているか。	様式 3-3-1	5	5	4	3	2	1	×2	
	<b>(2) 障がい者(児) 基幹相談支援センター運営について</b> ①事業計画の内容に偏りがなく、かつ充実しているか。 ②センターの特性を考慮した事業提案がなされているか。	様式 3-3-2	5	5	4	3	2	1	×2	
	<b>(3) 親子通園型発達教室の運営について</b> ①事業計画の内容に偏りがなく、かつ充実しているか。 ②教室の特性を考慮した事業提案がなされているか。	様式 3-3-3	5	5	4	3	2	1	×2	
	<b>(4) 自主事業の実施について(自動販売機の設置など)</b> ①施設の有効活用や効率的な事業運営の提案があるか。	様式 3-3-4	5	5	4	3	2	1	×2	
IV 管理 等	<b>(1) 事故防止、防犯・防災対策等について</b> ①個人情報保護の管理体制は適切か。 ②利用者の安全・衛生管理など危機管理体制は十分か。	様式 3-4-1	5	5	4	3	2	1	×1	
	<b>(2) 施設の維持管理・安全対策等について</b> ①施設の管理責任者及び管理体制が明確に示されているか。 ②再委託した業務の点検・管理体制は整っているか。	様式 3-4-2	5	5	4	3	2	1	×2	
V 費用 等	<b>(1) 収支計画について</b> ①指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。 ②経費を縮減させるための実施可能な提案があるか。	様式 3-5-1 様式 3-5-2	5	5	4	3	2	1	×2	
VI その他	<b>(1) 実績や経験など</b> ①これまでに類似施設等の管理運営実績等があるか。 ②施設の管理運営に関する専門的知識や資格を十分に有しているか。 ③総合的に判断して、指定管理者としてふさわしいか。	様式 2	5	5	4	3	2	1	×1	
合 計										